

織金胸背獅子紅一匹

暗細花緑一匹 素青一匹

素緑一匹 素藍一匹

宣徳三年（一四二八）十月十三日

1-43-06

山南王他魯每より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事の咨

（一四二八、一一、一三）

琉球国山南王他魯每、進貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行まきに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、進貢の事。今、使者歩馬結制等①を遣わし、表文一通を齎②捧し、及び永字号海船一隻を駕して馬二十四・硫黄三千斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の附搭の蘇木は、煩為こいねが乞わくは抽を免じ価鈔を給還するを賜わんことを。遠人をして利便なるを得しむるに庶からん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳三年（一四二八）十二月十三日

咨

注*この入貢については『明実録』宣徳四年十月癸巳・十一月庚戌の

条に記事がある。

(1) 歩馬結制 宣徳から正統年間にかけて、しばしば中山王使を勤めた。（一六〇三）および、その注（7）を参照のこと。

(2) 永字号海船（一六〇三）（一六一七）などに、中山王の遣船に用いられている永字号海船に同じか。

1-43-07

行在礼部より山南王他魯每あて、大統曆を給賜する咨

（一四二九、一一、一一）

琉球国山南王他魯每、進貢の事の為にす。

宣徳五年（一四三〇）六月二十七日、行在礼部の咨を准く。曆②日の事の為にす。

欽依して宣徳五年の大統曆一百本を頒賜し、琉球国山南王に与うるあり。欽遵して本国そのの遣来せる使者歩馬結制等に給付し、收領して回還せしむる外、理として合に移咨して知会すべし。欽遵して領受して施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計 琉球国山南王に給賜する大統曆一百本 黄綾面一本

右、琉球国山南王に咨す

宣徳四年（一四二九）十一月十一日

注(1) 琉球国：准く この部分は文書の収録に際しての覚書きである。

(2) 曆日の事の為にす これ以下が行在礼部の咨。

1-43-08

王相懷機より三仏齊国旧港の僧亜刺吳あて、来琉した使者を護送し、交易を請う書簡(一四三〇、一〇、一八)

琉球国王相懷機、端肅して書を三仏齊国旧港の僧亜刺吳 閣下に奉る。

宣徳四年(一四二九)六月内より、貴国の遣来せる財賦察陽等、^⑤本国の船隻に附搭して箋文・礼物を齎捧して彼に到るを蒙る。此れを蒙る。本国の人船、多く管待し買売を寛容し、貴国の奇異の罕物を承恵し、並びに卑爵に奇物を賜うを蒙る。速やかに類進^⑦を行ふ。

茲に来使の啓見するに及び、王の令旨を敬奉するに、多く厚意に感ず。看得するに、人船は又礼物を送る。便ち来使に衣服を賞し、好着しく管待し、就ち礼物を備えて速やかに回謝を行い、遣使して船を駕し護送して回国せしめよ、とあり。此れを敬む。敬遵するを除く外、本より隨即に遣船せんと欲するも、奈んせん船隻を欠きて以て延に至る。

今、特に正使歩馬結制等を遣わし礼物を管送して人船を領駕し、来使の蔡陽泰を護送して回国せしむ。就ち尺楮を備えて前詣し、拜謝して少しく遠意を伸ぶ。万望むらくは収納せよ。四海一家を煩念う。今、去く人、時に磁器等の物を装載す。煩為わくは買売を寛容し、風信に赶趁して回国せしめんことを。今、礼物を將て後に開坐す。草字不宣。伏して照鑑を乞う。

今開す

馬二匹 閃色段十四

段五匹 羅三匹

宣徳五年(一四三〇)十月十八日 王相懷機

注*本文書は本目娘あての(四三〇九)と同時に出了された。受信者を複数にしたもので、旧港に関わる文書は、これ以後、受信・発信とも複数となっている。(四三一一〇)注(3)参照。

(1) 三仏齊国 『歴代宝案』の時期の「三仏齊」は『瀛涯勝覽』の冒頭の一行にあるように、スマトラのパレンパンの古名と理解するのがもつとも適切であろう。パレンパンは、七世紀後半から海上貿易で栄えたシュリーヴィジャヤ国の首都であった。唐代のシュリーヴィジャヤは漢字で室利仏逝などと表現されていた。宋代の記録では、九六〇年以後の三十年間に三仏齊国の朝貢が十数回もあり、この「三仏齊」はシュリーヴィジャヤのことと考えられている。十一世紀後半以後になると「三仏齊」は「三仏齊注輦国」などの表現があり、また一